

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 49 号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

函館市立旭岡中学校	函館市西旭岡町 3 丁目 5 番地	を
函館市立亀尾中学校	函館市亀尾町 28 番地	

「

函館市立旭岡中学校	函館市西旭岡町 3 丁目 5 番地	に
-----------	-------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

函館市立戸倉中学校と函館市立亀尾中学校とを統合し、函館市立戸倉中学校を設置するため